

高等職業訓練促進給付金等を支給します！

ひとり親家庭の父又は母が安定した就労のために、資格取得をめざして養成機関で修業する際、その期間中の生活の負担を軽減し、安定した修業環境を提供するために、一定期間について高等職業訓練促進給付金等を支給します。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、養成機関修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

対象者

茅ヶ崎市に居住しているひとり親家庭の父又は母で次のいずれにも該当する方

- 児童（20歳未満）を扶養している
- 児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準にある
※所得水準を超過した場合でも1年に限り、支給を受けることができます。
- 養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる
- 過去に母子家庭高等職業訓練促進給付金（高等技能訓練促進費補助金）を受給していない

※求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付等、当事業と趣旨を同じくする給付を受けている方は対象となりません。

対象資格

看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師、社会福祉士・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格・LPⅠ認定資格など

支給額

4月分から7月分は「前年度」、8月分から3月分については「支給月の属する年度」の市民税課税状況で決定します。受給者だけでなく同居親族の課税状況も対象となります。

<高等職業訓練促進給付金（受講期間中に支給（最大48ヶ月）>

市民税非課税世帯の方	100,000円（月額）
市民税課税世帯の方	70,500円（月額）

養成機関における課程の修了までの期間の最後の12ヶ月については、上記月額に40,000円を加算。

<特定高等職業訓練促進給付金（令和6年4月～）>

扶養児童が2人以下の世帯	30,000円（月額）
扶養児童が3人以上の世帯	50,000円（月額）

看護師（准看護師は除く）・保育士・介護福祉士の資格取得を目指す養成機関で修業する場合、神奈川県独自事業として、上記の金額を高等職業訓練促進給付金に上乗せして支給します。

<修了支援給付金（受講修了時に支給）>

市民税非課税世帯の方	50,000円
市民税課税世帯の方	25,000円

手続きの流れ（手続きに必要な書類のうち公簿等で確認できる場合は省略可能）

1. こども政策課の窓口にて事前相談を行う。

○受講内容や受講期間、金額がわかるもの（パンフレットやチラシ等）

2. 受講開始日以降に下記書類を揃えて、高等職業訓練促進給付金等支給申請書を提出する。

○申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び住民票の写し

○児童扶養手当証書又はひとり親家庭等福祉医療証、又は課税（非課税）証明書

○養成機関における在籍に関する証明書

○当該受給希望者及び同住所の扶養義務者のマイナンバーカード等

○本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

※年度をまたがって給付を受ける場合は、毎年4月に当該年度分の支給申請が必要です。

3. 支給対象月の翌月15日までに「高等職業訓練促進給付金等支給に関する申立書」「請求書」「出席状況確認書」を提出する。

※夏期休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由以外に月の初日から末日まで1日も出席しなかった場合や修業の進捗状況が確認できない場合、当該月分は支給されません

4. 受講修了後30日以内に下記書類を揃えて、高等職業訓練修了支援給付金支給申請書を提出する。

○申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本及び住民票の写し

○児童扶養手当証書又はひとり親家庭等福祉医療証、又は課税（非課税）証明書

○振込先口座の通帳またはキャッシュカード

○当該受給希望者及び同住所の扶養義務者のマイナンバーカード等

○本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

○養成機関における当該課程の修了証明書

注意事項

※養成機関在籍中に支給要件を満たした場合（離婚した、未婚で子を産んだ等）、受講途中からでも支給を受けられる可能性がありますので、ご相談ください（高等職業訓練修了支援金は対象外）。

※支給要件を満たさなくなった時（退学、休学、婚姻（事実婚を含む）、市外への転出、子を扶養しなくなった等）や課税状況、住所、世帯構成に変更があった時は届出してください。

[参考]

高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学する方に対して、入学準備金と就職準備金の貸付制度です。養成機関の課程を修了して資格取得した日から1年以内に就職し、かつ取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事した場合は、全額返還免除ができます。

入学準備金に限り、専門実践教育訓練給付金及び自立支援教育訓練給付金は併用できません。

詳しくは、(福)神奈川県社会福祉協議会に問い合わせください。（問い合わせ先）045-311-8753

問合せ先 こども政策課手当給付担当（TEL：0467-81-7169）